

門別図書館郷土資料館から 主催事業のお知らせ

門別図書館郷土資料館からのお知らせ



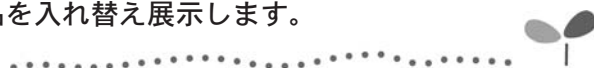
●図書館ミニギャラリー

「千代明（せんだいあきら）立体作品展」

日高町富川在住の道展会員千代明さんは、町内で絵画教室や展示ギャラリー「アートファクトリートマト」を主催し、毎年札幌でグループ展を開催するなど精力的に活動しています。近年は鉄を素材に、車の塗装塗料をペイントした曲線の美しい立体作品を制作しています。

展示日程 平成23年8月2日（火）～12月28日（水）

※月ごとに作品を入れ替え展示します。



《お問い合わせ》

門別図書館郷土資料館

電話

01456-2-3746

【開館時間・休館日は、イベント情報欄をご覧ください。】

●第17回 特別展 「門別と行啓」

本年は明治44（1911）年、旧門別町に嘉仁親王（大正天皇）が行啓されてから、100年目にあたります。

資料館では、これを記念して特別展を開催します。

展示期間 8月14日（日）～9月29日（木）

時 間 平日 10：00～18：00

土日 10：00～17：00

会 場 門別図書館郷土資料館特別展示室

観 覧 料 無料



日高山脈ネイチャーセミナー2011 自然科学講座

自然の記録方法 「動物編」

発見！日高の鳥、動物、昆虫 -見方・見つけ方・記録のとり方-

野鳥、動物の痕跡や、昆虫などを野外へ出かけて観察します。どの部分を重点的に観察すればよいのか、それらを記録する方法など、専門的な内容を講師の解説のもと、わかりやすく学びます。

これで、自然観察の方法がわかります！

1. 日 時 平成23年8月21日（日）13：00～16：30

2. 場 所 日高山脈館

※13：00までに集合してください

3. 講 師 村井 雅之 氏（ゆうふつ原野自然情報センター）

4. 対 象 高校生以上

5. 定 員 20名

6. 締 切 り 8月12日（金）15：00まで

8. 申 込 先 日高町教育委員会 生涯学習課 電話01457-6-3858

9. 持 ち 物 筆記用具（必須）、野外活動のできる服装、タオル、飲み物

あると便利なもの：双眼鏡【鳥を見る場合など】、ルーペ【痕跡や昆虫などの観察に便利】、ピンセットなど

※ルーペの貸し出しは可能です。



不慮のときには「障害年金」と「遺族年金」

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

■ 障害基礎年金

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。

年金額は、障害の程度が1級のときが986,100円(平成23年度価格・年額・以下同じ)、それより軽い程度の2級のときが788,900円です。また、障害基礎年金には子(生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子・以下同じ)の加算額があって、その額は1人について75,600円(ただし、2人目までは1人について227,000円)です。

今年4月からは加算対象者が拡大され、これまで受給権が発生した後に結婚・出産しても、配偶者や子どもが受け取ることができなかった加算額が、年金受給権が発生した後も配偶者や子どもへの加算額を届出により受け取ることができるように改正されました。

児童扶養手当を受けている方は、同一の子を対象とした障害年金の子の加算と配偶者の方へ支払われる児童扶養手当の両方を受け取ることはできません。

児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算のどちらを受けるかについては、原則として、児童扶養手当の金額と障害基礎年金の子の加算額とで比較して金額の高い方を受け取ることができるようになりました。ただし、児童扶養手当には所得制限があるほか、障害基礎年金の子の加算も子の人数によって金額が違うため、詳しくはお近くの年金事務所または「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

■ 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が1人の妻には1,015,900円、1人の子だけには788,900円支給されます。また、子が2人以上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

■ 年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日等(障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ)のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、3分の2以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(3分の2要件)」を満たす必要があります。

※「国民年金に加入しなければならない期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金等から老齢年金を受けている期間は除かれます。

また、「3分の2要件」を満たせなくても、平成28年3月までに65歳未満で初診日等がある場合、初診日等のある月の前々月までの1年間の全ての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要がありません。

ご自分が、保険料納付要件を満たしているかどうかご心配な方や国民年金の詳細をお知りになりたい方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

■ 厚生年金の加入は

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>
苫小牧年金事務所

電話0144-36-6135